法務省　再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項 （事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 （特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
29	B　地方に対する規制緩和	その他	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	現行制度では、登記事項証明書等の公用請求が手数料の納付を要しない（登記手数料令第19条）のに対して、登記情報提供サービスの利用の場合には地方公共団体の職員による職務上の利用であっても指定法人を介した登記手数料の支払及び指定法人への協会手数料の支払義務が生じる。地方公共団体の職員による公用の請求又は利用が、いずれも公益性を帯びるものであり、（登記情報提供サービスの場合には指定法人を介すとはいえ）官公庁が相互に協力関係にあることを踏まえると、本質的には両者に手数料負担の考え方について差はないものと思われるため、登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。 【制度改正の必要性】 地方公共団体が、登記情報提供サービスの利用をより積極的に選択することが出来ることで、住民サービスの向上等を図ること。 【具体的な支障事例】 登記手数料及び協会手数料の支払義務が生じることは、地方公共団体による登記情報提供サービスの利用の積極的な選択を抑制する原因となっており、結果として登記情報を簡易かつ迅速に利用する選択が出来なくなっている。（緊急の対応を要する場面も多々ある一方、法務局の支局統合や市町村合併等により公的機関同士が遠距離になることもあり、対応に苦慮している。） 固定資産税に係る特定の納税者からの問い合わせ対応等に伴い登記情報の確認が必要なとき、地方公共団体が登記情報提供サービスを利用する場合には、手数料負担が当該地方公共団体の住民等の負担に帰せられることとなる。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	登記情報を簡易かつ迅速に確認できる事によって、固定資産税に係る納税者からの問い合わせ等に対し早急に対応する事ができる。また課税情報と登記情報の差異が疑われた際にも早急に登記情報を確認することができれば、固定資産税の一層適正な課税が図られる。 加えて、法務局への移動時間や公用請求に係る地方自治体の事務負担軽減も図られる。	登記情報提供サービス 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	法務省	佐伯市	―	旭川市、八戸市、滝沢市、ひたちなか市、蓮田市、平塚市、小田原市、新潟市、三条市、胎内市、岐阜県、浜松市、島田市、豊田市、城陽市、八尾市、芦屋市、倉敷市、広島県、徳島市、高松市、大村市、大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町、宮崎市	○提案団体所在県内市町村と同様、登記事項証明書等の公用請求は、手数料の観点から登記情報提供サービスを介さず、申請書により直接公用請求若しくは郵便申請を行っている現状である。申請にかかる時間的ロス及び事務的経費の削減、固定資産税課税情報の迅速な確認や、建設関係課等においては事業計画の策定や用地補償等の進捗にも寄与する。 ○当市では、土地建物の登記情報の確認のため、法務局への登記事項証明書等の公用申請業務を昨年度約3,800件行っている。また、窓口では固定資産税の納税義務者又はその相続人から資産の登記変更手続に関する相談を受けることがあり、登記情報の迅速な入手は相談対応の円滑化に有効と考えられる。 ○固定資産税に係る納税者（市民など）からの問い合わせのあった際、登記情報の確認に急を要する場合、登記情報提供サービスを利用すると手数料が発生し、当市の支出が増え、市の財政を圧迫している。当市では、法務局の統合により、最寄の法務局が遠距離になったことで、登記事項証明書等の公用請求をする際、通常業務の時間が割かれ、また燃料費もかさみ、通常業務の質の低下及び市の支出が増大している。 ○建築基準法の道路に係る住民等からの照会等に対応するため、土地・建物の登記情報を早急に調査する必要性が生じ、登記事項証明書等の公用請求を行う機会が多く、今後は空き家対策に関する所有者の確認業務も増加するため、登記情報の調査件数は増えていくと見込んでいる。現在は調査の必要性が生じる度に法務局へ登記事項証明書等の公用請求に赴くため、事務の効率性の観点からも問題がある。 ○所有権移転登記等の情報を登記所から入手できていない場合において、証明申請者の権限が確認できず証明発行までに時間がかかる。相続登記未了の相続人から「○月までに相続登記を行う」旨述べられた案件について、当該時期に登記をしたのか否かを郵送による公用照会で確認しているが、なお、登記未了の場合は複数回同様に申請しなければならず、時間と手間がかかる。相続登記未了と確認し、当該物件の登記名義人の相続関係を確認した上で法定相続人に対し課税通知をしたところ、相続登記が完了しており相続登記名義人から相続資産情報を漏えいしたとして損害賠償請求を起こされた。 ○登記情報は固定資産税賦課の基礎となる極めて重要な情報であり、登記所は登記の一定の異動があった際には、市町村に対して10日以内に通知を行う義務が課せられているところである。（地方税法第382条）しかしながら、過去に登記所からの通知に遺漏があったケースもあり、また、市町村境に跨って存する建物の登記についてはいずれかの市町村へのみの通知しか行われない、10日を待たずして最新の登記情報を把握すべき事情が生じるときがある等、当該通知のみによって固定資産税賦課事務を行うことはできず、登記簿謄本等の請求を行う必要が生じる場面は少なくない。登記情報提供サービスは、市町村が固定資産税賦課事務において利用する場合であっても有償であることから、市町村職員は無償で公用請求が可能な登記所窓口へ出向く必要がある。本市においては管轄法務局が市内になく、また、大量の謄本請求等を行う機会も多いことから、市町村職員、法務局職員双方にとって無駄な事務となっており、その負担も大きい。 ○地震災害により大規模斜面崩落による道路の通行止めが続いており、本市支局から法務局支局までカーブが連続する峠越えの迂回路を利用して登記事項証明書等の公用請求・受領を余儀なくされ、震災による土木事業増による登記関係業務が増大しているため職員の負担が大きいところであり、オンラインでの公用無料請求が望まれる。
184	B　地方に対する規制緩和	その他	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けの見直し	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けを見直し、地方自治体が妥当な基準の下に弾力的な事業実施を図ることを可能とすることを求める。	人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みであるが、現行制度における枠付けが地方自治体による「地域の実情を反映した独自性を活かした啓発活動」の支障となっているため、見直しを求める。 【制度改正の経緯】 法務省は人権啓発活動地方委託事業について、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）」において「今後も引き続き、（略）地方公共団体の要望を聴取していきたいと考えている」こと等について、見解を示した。これを受けて全国知事会は、平成26年3月14日付けで、「現状では、（略）謝金や資料作成数の基準が示されており、弾力的な運用ができず、支障となっている」ことを再意見しているが、今日まで見直しはなされていない。 【制度改正の必要性】 地方自治体が、弾力的な事業実施を図ることを可能とすること。 例えば講演等謝金については、他府省において受託団体が定めている規定を根拠に支給する場合の手続きを置いている事業例もあるため、これに準じて改正することは可能と思われる。 【具体的な支障事例】 講演等謝金支払基準が一般的な基準額を大幅に下回っており、招へい可能な講師が限定されているほか、講師のタクシー代が認められないなど経費の使途等に細かな制限が設定されている。 加えて、講演会等の開催通知資料の作成数に係る基準が極めて低く、十分な周知が出来ない。	地方自治体が弾力的な事業実施を図ることができ、より一層「地域の実情を反映した独自性を活かした啓発活動」の実施が図られる。	人権啓発活動地方委託要綱及び運用基準	法務省	岐阜県	―	酒田市、福島県、いわき市、埼玉県、市川市、神奈川県、川崎市、新潟県、静岡県、春日井市、京都府、兵庫県、徳島県、香川県	○原子力災害により、県外のみならず、県内においても避難者に対する偏見が生じたため、より一層人権意識の向上を図っていく必要がある。講演等謝金支払基準が一般的な基準額を下回っており、招へいを予定していた講師に謝金不足を理由として断られた事例や、チラシ等の作成数に係る基準が低く十分な周知ができないこと、さらに査定で啓発物品の単価及び作成数が制限されるなど、基準等による制限が効果的な事業実施への支障となっている。 ○現在、人権の花運動、小学生ユニバーサルデザイン「やさしさ」写真コンクール、ユニバーサルデザイン推進セミナー、ユニバーサルデザインワークショップを開催している。特にユニバーサルデザイン推進セミナーでは、年齢や性別、国籍、能力などに関わらず、はじめからすべての人が利用しやすいまちや施設、もの、環境、サービスなどをつくろうとするユニバーサルデザインの考え方を広く市民に理解してもらうため、毎年講演を行っているが、講師選定の際、講演会謝金が上限20万円となっていることから、市民が講演を希望するような著名人を選定することが困難となっている。 ○現在の基準では、イベントの周知と啓発効果を高めるためのチラシが必要枚数確保できない。本県の人権フェスティバルの場合、チラシは、来場者アンケートで「このイベントを知った理由」で最も多くの方が回答する告知効果が高い媒体であると共に、人権への関心が高くない方に対してもイベントの存在を周知し、人権について考えてもらうきっかけとなる重要なツールとなっている。本県の人権フェスティバル来場予定者は1000人であり、委託費で印刷できるのは7000枚となる。平成29年度の場合、開催地で全戸配布する他、県内全市町村にも送付し、公民館や隣保館、病院などに設置するため、ちらしは3万4千枚必要となり、県費で約20万円を追加し確保している状況にある。 ○食糧費が認められていないため、講師昼食代が主催関係者個人からの負担で補っている状況である。
281	B　地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善	保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務部局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善されたい。	県内で、実刑判決を受けた保育士がおり、県として保育士登録を取り消す手続きを進めたが、当該保育士が収監されたため、登録取消しの通知の送付先が不明であった。 収監先について法務局に問い合わせたところ、「法的な調査権に基づく照会でなければ回答できない」とのこと。 そこで、公示送達による通知の是非について、厚労省へ問い合わせたが、不利益処分であることから、適用については慎重に検討されたいとの趣旨の回答があった。 また、保育士登録証の返納も求めることができなくなるため、公示送達による通知に至らなかったところである。 現状、都道府県は、本籍地である市町村への犯歴照会により対象者の現住所を把握することはできるが、収監された場合については、その収監先を把握することが困難であり、都道府県における登録取消しの本人への通知という法的義務を果たすにあたって支障となっている。	法に定める保育士の要件を満たさなくなった者に対する取消し事務から登録証の返納に至るまでの事務を確実に進めることができるようになる。 取消し処分を受けた者から確実に登録証を返納させることは、本来その資格を持たないものが児童の保育にあたってしまうリスクを回避することにもつながり、住民の安全・安心につながる。	児童福祉法、児童福祉法施行規則	法務省、厚生労働省	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	―	山県市、松浦市	-

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料	見解	補足資料		
29	いただいた御提案については，現在，内閣官房で別途検討中の未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）や世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成30年6月15日閣議決定）に基づくデジタルファースト法案及び当該法案の実現に必要な行政機関間の情報連携のシステム整備の内容に応じてニーズが変化し得ることから，実現の可否要否を含めて，これらの動向を踏まえる必要がある。	「登記情報提供サービス」は、オンラインシステムがすでに構築済みであることから、各自治体が積極的にサービスを利用するために支障となるのは、登記手数料の支払及び指定法人への協会手数料の支払義務の部分のみであると考えている。 しかし、いただいた回答では、無料化について今後どう検討されるのか、実現の時期はいつになるのか、などについて具体的な説明がない。 多数の自治体が支障案件として早急な解消を求めている中、今後の方向性を明確に示してもらいたい。	－	【蓮田市】 地方団体では、現在事務に支障がでているので、検討中の計画等の動向とは関係なく、求める措置を実行すべきである。また、法務局の支局、出張所の統廃合により支障がでていることを鑑みれば早急に対応すべきである。なお、地方団体の実情を考慮した回答をすべきである。	－	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	
184	当省においては，全国において一定水準の啓発活動が行われることを担保しつつ，地方公共団体が地域の実情に応じた啓発活動を実施することが可能となるよう，平成26年の人権啓発活動地方委託要綱の改正後も，法務局・地方公共団体等で構成している人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて地方公共団体等の意見を聴取し，各種規程や制度の運用を見直してきた。 提案のうち，講演会等の謝金支払基準については，平成21年7月1日各府省等申合せ「謝金・諸手当業務の抜本的効率化について」により定められた「謝金の標準支払基準」に準拠したものであるところ，地方委託事業も国費を財源とする以上，政府全体としての支払基準の整合性を確保するという本申合せの趣旨に沿った形で行われるべきであり，地方委託事業のみ異なる基準を設けることは適当でない。 また，委託事業の目的に鑑み，特定の事業種別だけに偏ることなく，できる限り様々な事業によって，また，様々な媒体を活用した人権啓発活動を実施することが望ましいところ，限られた財源の中で，著名人等に講師を依頼する場合の謝礼上限の引上げ及び講演会等の開催通知資料の作成数上限の引上げを行うことは，このような委託事業の多様性を損なうおそれがあることから，見直しに応ずることは相当でない。 なお，講演会等の講師のタクシー代については，国家公務員等の旅費に関する法律や地方公共団体における旅費の支給規程に準じて，身体に障害があって配慮が必要である場合など，合理的な理由の下で委託費から支出することは差し支えない。 おって，講師の昼食代については，講師としての役務提供によって発生するものではないことから，講師個人が負担すべきものと考える。	「人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて地方公共団体等の意見を聴取し，各種規程や制度の運用を見直してきた」に関し、ネットワーク協議会は他の構成員も出席されていることもあり、当県では委託要綱に関する意見を提出する機会と認識しておらず、また、検討結果について連絡を受けた認識はない。今後、ネットワーク協議会が、委託要綱に係る意見提出する場であることを明確化していただきたい。 「政府全体としての支払基準の整合性を確保するという本申合せの趣旨に沿った形で行われるべき」に関し、複数の省庁においては本基準を参考にしつつも、地域での実態に即した事業執行に支障がでないよう、基準設定に関し、受託団体の「既存の内規」等に基づき、支払うことを可能とされている以上当たらないと考える。 加えて、「限られた財源の中で、著名人等に講師を依頼する場合の謝礼上限の引上げ及び講演会等の開催通知資料の作成数上限の引き上げを行うことは、このような委託事業の多様性を損なうおそれがあることから、見直しに応ずることは相当でない」との指摘に関しては、本提案はあくまでも国の「謝金の標準支払基準」に規定されているような者を講師とする場合に、地域の実情も踏まえて受託団体の既存の内規等に基づき謝金を支払うことを可能とするよう求めているものである。当県においても、パブリックコメント等の手続きを経て支出ルールの内規を定めているので、その範囲での対応を認めるよう求める。また、資料作成部数についても、複数の自治体が現行規定が妥当でないと考えているが、貴省において、具体的にどのような見直しが行われてきたのかお示しいただきたい。 講師の昼食代等に関しては、現に国・地方自治体を問わず、例えば役務提供が昼食時間を跨がるなど、効果的な事業実施に当たり合理的な理由の下で支出を行っている例もあることから、本事業において一律に「講師個人が負担すべき」とするのは、事業趣旨に沿ったものとは言えないと考える。 更に、講師のタクシー代については、地方公共団体における旅費の支給規程に準ずることもあり得るとのことであるが、明らかに公共交通手段がない場合も合理的な理由に含まれる点も含めて、その旨を要綱上、明確にしていただきた。なお、要綱以外の規定によることができるものとそうでないものとの区分を明確化し、受託者である地方公共団体が制度を最大限活用可能なようにすべきではないか。 以上の点も踏まえ、本提案について再検討を求める。	－	－	－	【全国知事会】 人権啓発活動地方委託事業については、平成25年度に全国知事会から自由度の高い交付金とすべきと指摘しているが、交付金化はなされていない。 地方が自主的に判断して事業実施できるよう、地方に必要な財源措置を前提とした自由度の高い交付金とすべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
281	児童福祉法第18条の5に規定する欠格事由（以下「欠格事由」という。）に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務については、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第26号）において、施設等からの報告により、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）が欠格事由に該当するおそれがあると認めるときは、関係地方公共団体等に情報の提供を求めることにより、その該当の有無を確認する仕組みを整備した。 当該規定に基づき、都道府県知事は、報告の対象となった保育士、当該保育士の家族、当該保育士の勤務する施設等を運営する事業者、当該施設等の市町村等に対し、情報提供を求めるとともに、報告のあった事案の裁判の傍聴等により、その裁判等の状況の把握に努めた上で、当該保育士が欠格事由に該当するおそれがあると認めた場合、適宜、当該保育士の本籍地の市町村に対し、保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行い、欠格事由の該当の有無が確認できることとなった。 上記により、当該保育士が欠格事由に該当していることが確認できた場合において、保育士がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、収容先の施設が不明であることにより、児童福祉法施行規則6条の35第1項に基づく登録取消しの通知ができないときは、当該都道府県知事は、法務省矯正局に文書で照会することにより、収容先の施設を把握することができると考えられる。	貴省御回答のとおり、都道府県文書での照会に対し、収容先の施設を把握することができれば提案の趣旨にかなうものとなる。 しかし、昨年度本県が法務省矯正局福岡矯正管区へ問い合わせ、案内された照会先である府中刑務所庶務課に文書で照会を行った際には、法的根拠に基づく調査権を有していないことを根拠に収容先の施設についての回答を得られなかったこと、また上記省令及びその施行に係る技術的助言である「保育士登録の取消しに関する事務について」（平成30年3月20日付け子発0320第5号）においても、貴省御回答の見解が明記されておらず、今回支障事例と同様の事例が発生した際に、関係部署において見解が共有されていないことに伴う混乱が懸念されるところである。 このため、改めて貴省御回答に基づく技術的助言を明文でお示しいただくよう要望する。	－	－	－	－	

法務省　再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他（特記事項）	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
285	B　地方に対する規制緩和	農業・農地	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加することにより、当該債権の管理及び回収業務をサービサーへ依頼することを可能とし、都道府県の債権回収の円滑化を図る。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権は、債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権に該当しないことから、サービサーへ当該債権の管理及び回収業務を依頼することができない。弁護士等へ管理及び回収業務を依頼することも選択肢としては考えられるが、サービサーの場合に比べて費用が大幅に嵩む傾向があり選択が躊躇われるため、結果として円滑な債権回収に支障を来している。ついては、都道府県の債権回収の円滑化を図るため、当該債権を債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条第3号の例に準じて特定金銭債権へ追加することを求める。 【制度改正の必要性】 都道府県の債権回収の円滑化を図ること。 【具体的な支障事例】 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行に伴い廃止）に基づき青年農業者等育成センターが国及び都道府県からの貸付金を原資として貸付を行った就農支援資金について、多額の未収金が発生しているが、サービサーへ管理及び回収業務を依頼する選択を取れないことが大きな要因となり、円滑な債権回収に支障を来している。（多くの都道府県で同様の例により未収金が発生している） 【制度改正により懸念される点】 特段想定されない。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権の管理及び回収業務をサービサーへ依頼することが可能となれば、都道府県の債権回収の一層の円滑化が図られる。（就農支援資金の例では、国の債権回収の円滑化も同時に図られる）	債権管理回収業に関する特別措置法第2条 就農支援資金制度 （青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法）	法務省、農林水産省	九州地方知事会	―	福島県、栃木県、長野県、徳島県、愛媛県	○当県の青年農業者等育成センターにおいても、専門的知識を有する職員や専任の職員の配置が困難であることから、特に未収金の回収に苦慮している。そのため、制度改正により、債権回収業務をサービサーへ依頼をすることができれば、より効率的な未収債権の回収が図られると思われる。 ○当県においても、就農支援資金について多額の未収金が発生している状況にある。このため弁護士への依頼を検討しているが、多額の費用が発生することから、県農業公社の職員が債権管理に当たっている。 ○本県においても、農業振興公社を経由した就農支援資金の貸付残高がH30.3現在で23件14,653千円あり、うち12件7,146千円については、債務者から公社への返済が延滞している。今後、公社から県への償還に支障が生じる可能性がある。

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）
		見解	補足資料	見解	補足資料		
285	【法務省】 サービサー（債権回収会社）が取り扱うことのできる債権（特定金銭債権）は，債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号（以下「法」という。））第2条各号に掲げるもののほか，債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成11年政令第14号（以下「政令」という。））第1条に掲げる者が有する貸付債権及び政令第3条各号に掲げる債権があるが，都道府県青年農業等育成センターが保有する債権については，これらの債権に含まれないと解される。 御提案は，サービサーが取り扱うことのできる特定金銭債権の範囲の拡大を求めるものであるところ，その拡大に当たっては，社会経済上のニーズの変化等を調査検討した上，政策目的実現のためサービサーに取り扱わせることの必要性の有無の検討が必要であり，就農支援資金制度に係る貸付金については，そのような必要性のある債権とまでは認め難いと考えている。 【農林水産省】 農林水産省は、債権回収業に関する特別措置法を所管しておらず、提案事項の実現可否についてお答えする立場にない。	（法務省） ・就農支援資金制度の政策目的 就農支援資金制度は、農業の技術の習得及び経営方法の習得の支援等と併せ、農業を担うべき青年農業者等の新規就農者の確保をし、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的としている。 ・サービサーに取り扱わせることの必要性 ①青年農業者等育成センターは就農支援資金制度を含む新規就農の促進を図ることを業務としており、サービサーに未収金の回収を取り扱わせることで、本来の新規就農者確保に注力することができる。 ②追加共同提案団体からの支障事例のとおり、他県でも青年農業者等育成センターは未収金の回収に苦慮している例が多く、センターから県への償還に支障が生じる可能性がある。その場合、各センター又は県において財源手当が必要となる。そのような事態にならないようにするため、未収金の回収を進める方法の選択肢を増やす必要がある。 ③内閣府公共サービス改革推進室から「地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携に向けて～」（平成25年３月）、「地方公共団体の公金債権回収促進のための民間委託に関する調査」（平成26年２月）が出されており、国でも債権回収における官民連携・民間委託の方向を示している。センターは自治体ではないが下記のとおり債権管理回収業に関する特別措置法の貸付主体と同様であると考えられる。 ④債権管理回収業に関する特別措置法では貸付債権の主体として「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人住宅金融支援機構」並びに都道府県といった貸付業務を行う団体が規定されており、就農支援資金貸付で重要な役割を果たす青年農業者等育成センターも類似の貸付主体と言える。 （農林水産省） 就農支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、農業者からセンターへの未収金が償還困難であるとセンターから県、県から国への償還が困難になるため、就農支援資金制度を所管する立場から今回提案の必要性についてのご見解をお示し願いたい。	－	【福島県】 就農支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、センターにおいて農業者の未収金回収が進まないことで、センターから県、県から国への償還が困難となるため、今後提案についてご支援願いたい。	－	－	